

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法案の概要

集団予防接種等(集団予防接種及び集団ツベルクリン反応検査)の際の注射器の連続使用によるB型肝炎ウイルスの感染被害の全体的な解決を図るため、当該連続使用によってB型肝炎ウイルスに感染した者及びその者から母子感染した者を対象とする給付金(下記2.の(1)から(4)までをいう。以下同じ。)の支給、給付金の支給事務を行う法人、給付金に充てるための基金に関する措置その他所要の措置を講ずる。

1. 対象者

- (1) 対象者は、昭和23年から昭和63年までの集団予防接種等における注射器の連続使用により、7歳になるまでの間にB型肝炎ウイルスに感染した者及びその者から母子感染した者(特定B型肝炎ウイルス感染者)
- (2) 対象者の認定は、裁判上の和解手続等(確定判決、和解、調停)において行う。

2. 特定B型肝炎ウイルス感染者を対象とする給付金の支給

- (1) 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金
 - イ 死亡・肝がん・肝硬変(重度) 3,600万円
 - ロ 肝硬変(軽度) 2,500万円
 - ハ 慢性B型肝炎(二の者は除く。) 1,250万円
 - ニ 除斥期間が経過した慢性B型肝炎
 - (i) 現在、慢性肝炎にり患している者 等 (※1) 300万円
 - (ii) 過去、慢性肝炎にり患した者のうち、(i)以外の者 150万円
 - ホ 無症候性持続感染者(への者は除く。) 600万円
 - ヘ 除斥期間が経過した無症候性持続感染者 50万円
- (2) 訴訟手当金:弁護士費用、検査費用を支給
- (3) 追加給付金:病態が進展した場合、既に支給した(1)の金額との差額を支給
- (4) 定期検査費等(※2):無症候性持続感染者の慢性肝炎又は肝がんの発症を確認するための検査に係る一部負担金相当等(※3)を支給
- (5) 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の請求には、5年間の請求期限を設ける。
- (6) 給付金の支給事務は、社会保険診療報酬支払基金が行う。

(※1) 現に慢性肝炎にり患していないが、治療を受けたことのある者

(※2) 母子感染防止医療費、世帯内感染防止医療費、定期検査手当

(※3) 母子感染防止もしくは世帯内感染防止のための医療費の一部負担金又は定期検査手当

3. 費用

社会保険診療報酬支払基金に給付金の支給に要する費用に充てるための基金を設置し、政府が交付する資金をもって充てる。

4. 財源(附則)

政府は、平成24年度から28年度までにおいて支払基金に対して交付する資金については、「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」の施行により一般会計において増加する所得税の収入の一部を活用して、確保する。

5. 見直し規定(附則)

施行後5年を目途に給付金の請求の状況を勘案し、請求期限及び財源について検討し、必要に応じて所要の措置を講ずる。

【施行日】 公布の日から1月を超えない範囲で政令で定める日(一部の規定については、公布の日から施行)

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法案要綱

第一 目的

この法律は、集団予防接種等の際の注射器の連続使用により、多数の者にB型肝炎ウイルスの感染被害が生じ、かつ、その感染被害が未曾有のものであることに鑑み、特定B型肝炎ウイルス感染者及びその相続人に対し、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等を支給するための措置を講ずることにより、この感染被害の迅速かつ全体的な解決を図ることを目的とするものとする。 (第一条関係)

第二 定義

一 「集団予防接種等の際の注射器の連続使用」とは、昭和二十三年七月一日から昭和六十三年一月二十七日までの間において、法律の規定に基づく予防接種又はツベルクリン反応検査が行われた際に、注射針その他医療機器を予防接種又はツベルクリン反応検査を受ける者ごとに取り替えることなく、使用したことをいうものとする。 (第二条第一項関係)

二 「特定B型肝炎ウイルス感染者」とは、七歳に達するまでの間における集団予防接種等の際の注射器の連続使用によりB型肝炎ウイルスに感染した者であつて当該B型肝炎ウイルスが持続的に生体内に存

在する状態（以下「持続感染の状態」という。）になったもの及びその者の胎内又は産道においてB型肝炎ウイルスに感染した者（以下「母子感染者」という。）その他母子感染者に類する者であつて持続感染の状態になったものをいうものとする。こと。（第二条第二項関係）

三 「確定判決等」とは、七歳に達するまでの間における集団予防接種等の際の注射器の連続使用によりB型肝炎ウイルスに感染した者が持続感染の状態になったこと又は母子感染者その他母子感染者に類する者が持続感染の状態になったことによつて生じた損害の賠償に係る確定判決又は和解若しくは調停であつて、その相手方に国が含まれるものをいうものとする。こと。（第二条第三項関係）

第三 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等

一 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金

(一) 社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）は、特定B型肝炎ウイルス感染者又はその相続人に対し、その者の請求に基づき、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金を支給するものとする。こと。（第三条関係）

(二) 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給の請求をするには、特定B型肝炎ウイルス感染者である

こと及びその者が(四)イからトまでのいずれかに該当する者であることを証する確定判決等の判決書又は調書を提出しなければならないものとする。こと。(第四条関係)

(三) 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給の請求は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに行わなければならないものとする。こと。(第五条関係)

イ この法律の施行の日から起算して五年を経過する日(ロにおいて「経過日」という。)

ロ 訴えの提起又は和解若しくは調停の申立てを経過日以前にした場合における当該訴えに係る判決が確定した日又は当該和解若しくは調停が成立した日から起算して一月を経過する日

(四) 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の額は、次に掲げる特定B型肝炎ウイルス感染者の区分に応じ、それぞれ次に定める額とするものとする。こと。(第六条関係)

イ 重度の肝硬変若しくは肝がんになり患し、又は死亡した者 三千六百万円

ロ 軽度の肝硬変になり患した者 二千五百万円

ハ 慢性B型肝炎になり患した者 千二百五十万円

ニ 慢性B型肝炎にり患した者のうち、発症から二十年を経過した後になされた訴えの提起又は和解若

しくは調停の申立てに係る者であつて、現に慢性B型肝炎にり患しているもの又は現に慢性B型肝炎にり患していないが、慢性B型肝炎の治療を受けたことのあるもの 三百万円

ホ 慢性B型肝炎にり患した者のうち、発症から二十年を経過した後にされた訴えの提起又は和解若しくは調停の申立てに係る者であつて、二に掲げる者以外のもの 百五十万円

ヘ イからホまでに掲げる者以外の者（集団予防接種等の際の注射器の連続使用の時（母子感染者に ついては出生時）から二十年を経過した後にされた訴えの提起又は和解若しくは調停の申立てに係る者を除く。） 六百万円

ト イからヘまでに掲げる者以外の者 五十万円

二 訴訟手当金

支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者又はその相続人が、確定判決等に係る訴訟又は和解若しくは調停に関し、特定B型肝炎ウイルス感染者であることを確認するための検査費用を支出したとき又は弁護士若しくは弁護士法人に報酬を支払うべきときは、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給を請求する者に対し、その者の請求に基づき、訴訟手当金を支給するものとする。こと。（第七条関係）

三 追加給付金

(一) 支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給を受けた者であつて、新たに一(四)イからハまでのいずれかに該当するに至つたものに対し、その者の請求に基づき、追加給付金を支給するものとする。こと。(第八条関係)

(二) 追加給付金の支給の請求をするには、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給を受けた特定B型肝炎ウイルス感染者がB型肝炎ウイルスに起因して、一(四)イからハまでのいずれかに該当していることを証明する医師の診断書を提出しなければならないものとする。こと。(第九条関係)

(三) 追加給付金の支給の請求は、その請求をする者が、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給を受けた特定B型肝炎ウイルス感染者がB型肝炎ウイルスに起因して新たに一(四)イからハまでのいずれかに該当するに至つたことを知つた日から起算して三年以内に行わなければならないものとする。こと。

(第十条関係)

(四) 追加給付金の額は、一(四)イからハまでに定める額から、既に支給された特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の額を控除した額とするものとする。こと。(第十一条関係)

四 定期検査費

- (一) 支払基金は、一(四)に該当することを証された特定B型肝炎ウイルス感染者（以下「特定無症候性持続感染者」という。）が、慢性B型肝炎又は肝がんの発症を確認するための定期的な検査を受けたときは、その者の請求に基づき、定期検査費を支給するものとする。こと。（第十二条第一項関係）
- (二) 定期検査費の支給の請求は、その請求をすることができる時から五年を経過したときは、することができないものとする。こと。（第十二条第二項関係）

- (三) 定期検査費の額は、定期検査に要する費用の額から、健康保険法その他の法律の規定による定期検査に関する給付の額を控除した額とし、定期検査に要する費用の額は、健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定するものとする。こと。（第十二条第三項及び第四項関係）

五 母子感染防止医療費

- (一) 支払基金は、特定無症候性持続感染者が出産した場合において、当該特定無症候性持続感染者又はその子（以下「特定無症候性持続感染者の子」という。）が、当該特定無症候性持続感染者の子がB型肝炎ウイルスに感染することを防止するための検査又は血液製剤若しくはワクチンの投与（以下「母

子感染防止医療」という。)を受けたときは、当該特定無症候性持続感染者に対し、その者の請求に基づき、母子感染防止医療費を支給するものとする。こと。(第十三条第一項関係)

(二) 母子感染防止医療費の額は、母子感染防止医療に要する費用の額から、健康保険法その他の法律の規定による母子感染防止医療に関する給付の額を控除した額とすること。(第十三条第二項関係)

(三) 母子感染防止医療費の支給の請求は、その請求をすることが出来る時から五年を経過したときは、することができないものとし、母子感染防止医療に要する費用の額は、健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定するものとする。こと。(第十三条第三項関係)

六 世帯内感染防止医療費

(一) 支払基金は、特定無症候性持続感染者と同一の世帯に属する者が、B型肝炎ウイルスに感染することを防止するための検査又はワクチンの投与(以下「世帯内感染防止医療」という。)を受けたときは、当該特定無症候性持続感染者に対し、その者の請求に基づき、世帯内感染防止医療費を支給するものとする。こと。(第十四条第一項関係)

(二) 世帯内感染防止医療費の額は、世帯内感染防止医療に要する費用の額から、健康保険法その他の法

律の規定による世帯内感染防止医療に関する給付の額を控除した額とするものとする。 (第十四条

第二項関係)

- (三) 世帯内感染防止医療費の支給の請求は、その請求をすることができる時から五年を経過したときは、することができないものとし、世帯内感染防止医療に要する費用の額は、健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定するものとする。 (第十四条第三項関係)

七 定期検査手当

- (一) 支払基金は、特定無症候性持続感染者が定期検査を受けたときは、その者の請求に基づき、年を単位として定期検査二回までに限り、定期検査手当を支給するものとする。 (第十五条第一項関係)
- (二) 定期検査手当の額は、定期検査一回につき一万五千円とし、定期検査手当の支給の請求は、その請求をすることができる時から五年を経過したときは、することができないものとする。 (第十五条

第二項及び第三項関係)

八 定期検査費及び母子感染防止医療費の支給の特例

- (一) 支払基金は、特定無症候持続感染者に対し、その者の請求に基づき、特定B型肝炎ウイルス感染者

定期検査費等受給者証（以下「受給者証」という。）を交付するものとする。（第十六条第一項関係）

（二） 特定無症候性持続感染者が、受給者証を提示して、定期検査又は母子感染防止医療を受けた場合において、支払基金は、当該特定無症候性持続感染者に支給すべき額の限度において、その者が保険医療機関その他病院又は診療所に支払うべき費用を、当該特定無症候性持続感染者に代わり、当該保険医療機関その他病院又は診療所に支払うことができるものとする。（第十六条第二項及び第十七条関係）

九 損害賠償との調整、他の法令による給付との調整、非課税措置その他特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等について所要の規定を設けるものとする。（第十八条から第二十五条まで関係）

第四 社会保険診療報酬支払基金の特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務

一 支払基金の業務

支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等を支給すること及びこれに附帯する業務（以下「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務」という。）を行うものとする。（第二十六条関係）

二 業務方法書等

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に関し、業務方法書、区分経理、予算の認可、財務諸表、利益及び損失の処理並びに短期借入金について定めるものとする。 (第二十七条から第三十条まで関係)

三 その他

その他特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務について所要の規定を設けるものとする。 (第三十二条から第三十六条まで関係)

第五 費用

一 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給基金

支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に要する費用に充てるための特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給基金を設けるものとする。 (第二十七条関係)

二 交付金

政府は、支払基金に対し、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に要する費用に充てる

ための資金を交付するものとする。こと。（第三十八条関係）

第六 罰則

罰則について、所要の規定を設けるものとする。こと。（第四十二条から第四十五条まで関係）

第七 施行期日等

一 施行期日

この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。こと。ただし、第一、第二、第四、第五、第六の一部及び第七の一部は、公布の日から施行するものとする。こと。（附則第一条関係）

二 検討

政府は、この法律の施行後五年を目途として、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給の請求の状況を勘案し、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の請求期限及び特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に要する費用の財源について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。こと。（附則第二条関係）

三 長期借入金

長期借入金及びそれに係る債務保証について規定するものとする。こと。（附則第四条関係）

四 交付金の財源

政府は、平成二十四年度から平成二十八年度までの各年度において第五の二の規定により支払基金に對して交付する資金については、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律の施行により一般会計において増加する所得税の収入の一部を活用して、確保するものとする。こと。（附則第五条関係）

五 経過措置及び住民基本台帳法の一部改正

この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めるものとするほか、住民基本台帳法について所要の規定の整備を行うものとする。こと。（附則第六条及び附則第七条関係）

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等（第三条―第二十五条）

第三章 社会保険診療報酬支払基金の特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務（第二十六条―

第三十六条）

第四章 費用（第三十七条・第三十八条）

第五章 雑則（第三十九条―第四十一条）

第六章 罰則（第四十二条―第四十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、集団予防接種等の際の注射器の連続使用により、多数の者にB型肝炎ウイルスの感染

被害が生じ、かつ、その感染被害が未曾有のものであることに鑑み、特定B型肝炎ウイルス感染者及びその相続人に対し、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等を支給するための措置を講ずることにより、この感染被害の迅速かつ全体的な解決を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「集団予防接種等の際の注射器の連続使用」とは、昭和二十三年七月一日から昭和六十三年一月二十七日までの間において、市町村長、都道府県知事その他厚生労働省令で定める者が、その期日又は期間及び場所を指定して行った予防接種又はツベルクリン反応検査のうち、当該予防接種又はツベルクリン反応検査が実施された日において施行されていた法律であつて厚生労働省令で定めるものの規定に基づくものが行われた際に、注射針、注射筒その他厚生労働省令で定める医療機器を当該予防接種又はツベルクリン反応検査を受ける者ごとに取り替えることなく、使用したことをいう。

2 この法律において「特定B型肝炎ウイルス感染者」とは、七歳に達するまでの間における集団予防接種等の際の注射器の連続使用によりB型肝炎ウイルスに感染した者であつて当該B型肝炎ウイルスが持続的に生体内に存在する状態として厚生労働省令で定めるもの（以下この条において「持続感染の状態」とい

う。）になったもの及びその者の胎内又は産道においてB型肝炎ウイルスに感染した者（以下「母子感染者」という。）その他母子感染者に類する者として厚生労働省令で定めるもの（以下「母子感染者に類する者」という。）であつて持続感染の状態になったものをいう。

3 この法律において「確定判決等」とは、七歳に達するまでの間における集団予防接種等の際の注射器の連続使用によりB型肝炎ウイルスに感染した者が持続感染の状態になったこと又は母子感染者その他母子感染者に類する者が持続感染の状態になったことによつて生じた損害の賠償に係る確定判決又は和解若しくは調停であつて、その相手方に国が含まれるものをいう。

4 この法律において「訴えの提起等」とは、七歳に達するまでの間における集団予防接種等の際の注射器の連続使用によりB型肝炎ウイルスに感染した者が持続感染の状態になったこと又は母子感染者その他母子感染者に類する者が持続感染の状態になったことによつて生じた損害の賠償の請求に係る訴えの提起又は和解若しくは調停の申立てであつて、その相手方に国が含まれるものをいう。

第二章 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等

（特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給）

第三条 社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）は、特定B型肝炎ウイルス感染者（特定B型肝炎ウイルス感染者がこの法律の施行前に死亡している場合にあつては、その相続人）に対し、その者の請求に基づき、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金を支給する。ただし、当該特定B型肝炎ウイルス感染者について既に特定B型肝炎ウイルス感染者給付金が支給されている場合は、この限りでない。

2 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者がその死亡前に特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給の請求をしていなかったときは、その者の相続人は、自己の名で、その者の特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給を請求することができる。

3 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給を受けることができる同順位の相続人が二人以上あるときは、その一人がした請求は、その全額について全員のためにしたものとみなし、その一人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。

（特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給手続）

第四条 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給の請求をするには、厚生労働省令で定めるところにより、当該請求をする者又はその被相続人が特定B型肝炎ウイルス感染者であること及びその者が第六条第一

項各号のいずれかに該当する者であることを証する確定判決等の判決書又は調書の正本又は謄本を提出しなければならない。

（特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の請求期限）

第五条 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給の請求は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに行わなければならない。

一 この法律の施行の日から起算して五年を経過する日（次号において「経過日」という。）

二 訴えの提起等を経過日以前にした場合における当該訴えに係る判決が確定した日又は当該和解若しくは調停が成立した日（以下「判決確定日等」という。）から起算して一月を経過する日

（特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の額）

第六条 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の額は、次の各号に掲げる特定B型肝炎ウイルス感染者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 B型肝炎ウイルスに起因して、肝硬変（重度のものに限る。）若しくは肝がんにかかり患し、又は死亡した者（当該肝硬変（当該肝がんにかかり患した者にあつては、当該肝がん）を発症した時（当該死亡した者

にあつては、当該死亡した時）から二十年を経過した後にされた訴えの提起等に係る者を除く。） 三

千六百万円

二 B型肝炎ウイルスに起因して、肝硬変（重度のものを除く。）にり患した者（当該肝硬変を発症した時から二十年を経過した後にされた訴えの提起等に係る者及びB型肝炎ウイルスに起因して、肝硬変（重度のものに限る。）若しくは肝がんにり患し、又は死亡した者を除く。） 二千五百万円

三 慢性B型肝炎にり患した者（当該慢性B型肝炎を発症した時から二十年を経過した後にされた訴えの提起等に係る者及びB型肝炎ウイルスに起因して、肝硬変若しくは肝がんにり患し、又は死亡した者を除く。） 千二百五十万円

四 慢性B型肝炎にり患した者のうち、当該慢性B型肝炎を発症した時から二十年を経過した後にされた訴えの提起等に係る者であつて、現に当該慢性B型肝炎にり患しているもの又は現に当該慢性B型肝炎にり患していないが、当該慢性B型肝炎の治療を受けたことのあるもの（これらの者のうち、B型肝炎ウイルスに起因して、肝硬変若しくは肝がんにり患し、又は死亡した者を除く。） 三百万円

五 慢性B型肝炎にり患した者のうち、当該慢性B型肝炎を発症した時から二十年を経過した後にされた

訴えの提起等に係る者であつて、前号に掲げる者以外のもの（Ｂ型肝炎ウイルスに起因して、肝硬変若しくは肝がんになり患し、又は死亡した者を除く。） 百五十万円

六 前各号に掲げる者以外の者（集団予防接種等の際の注射器の連続使用の時（母子感染者にあつては出生の時、母子感染者に類する者にあつては当該感染の原因となつた事実が発生した時として厚生労働省令で定める時）から二十年を経過した後になされた訴えの提起等に係る者及びＢ型肝炎ウイルスに起因して、肝硬変若しくは肝がんになり患し、又は死亡した者を除く。） 六百万円

七 前各号に掲げる者以外の者（Ｂ型肝炎ウイルスに起因して、肝硬変若しくは肝がんになり患し、又は死亡した者を除く。） 五十万円

２ 前項に規定する特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者の病態その他の同項各号のいずれかに掲げる特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者に該当するかどうかの基準は、厚生労働省令で定める。

（訴訟手当金の支給）

第七条 特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者又はその相続人が、確定判決等に係る訴訟又は和解若しくは調停に関し、特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者であることを確認するための検査に要する費用として厚生労働省令で定

めるものを支出したとき又は弁護士若しくは弁護士法人に報酬を支払うべきときは、支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給を請求する者に対し、その者の請求に基づき、訴訟手当金を支給する。

2 訴訟手当金の額は、前項に規定する厚生労働省令で定める費用に係るものにあつては当該検査に通常要する費用を考慮して厚生労働省令で定める額とし、弁護士又は弁護士法人に支払うべき報酬に係るものにあつては当該者に支給される特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の額に百分の四を乗じて得た額とする。

3 第三条第二項及び第三項の規定は訴訟手当金の支給について、第五条の規定は訴訟手当金の支給の請求について準用する。

(追加給付金の支給)

第八条 支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給を受けた特定B型肝炎ウイルス感染者であつて、B型肝炎ウイルスに起因して新たに第六条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当するに至つたものに対し、その者の請求に基づき、追加給付金を支給する。

2 第三条第二項及び第三項の規定は、追加給付金の支給について準用する。

(追加給付金の支給手続)

第九条 追加給付金の支給の請求をするには、厚生労働省令で定めるところにより、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給を受けた特定B型肝炎ウイルス感染者がB型肝炎ウイルスに起因して、第六条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当していることを証明する医師の診断書を提出しなければならない。

（追加給付金の請求期限）

第十条 追加給付金の支給の請求は、その請求をする者が、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給を受けた特定B型肝炎ウイルス感染者がB型肝炎ウイルスに起因して新たに第六条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当するに至ったことを知った日から起算して三年以内に行わなければならない。

（追加給付金の額）

第十一条 追加給付金の額は、第六条第一項第一号から第三号までに掲げる特定B型肝炎ウイルス感染者の区分に応じ、同項第一号から第三号までに定める額から、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に定める額を控除した額とする。

一 初めて追加給付金の支給を受ける場合 第三条第一項の規定により支給された特定B型肝炎ウイルス感染者給付金（第六条第一項第四号、第五号又は第七号に掲げる者に対して支給されたものを除く。次

号において同じ。）の額

二 既に追加給付金の支給を受けたことがある場合 第三条第一項の規定により支給された特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の額及び第八条第一項の規定により支給された追加給付金の額の合計額

（定期検査費の支給）

第十二条 支払基金は、確定判決等において第六条第一項第七号に該当する者であることを証された特定B型肝炎ウイルス感染者（追加給付金の支給を受けた者を除く。以下「特定無症候性持続感染者」という。）が、判決確定日等以後に、病院又は診療所から慢性B型肝炎又は肝がんの発症を確認するための定期的な検査であつて厚生労働省令で定めるもの（以下「定期検査」という。）を受けたときは、当該特定無症候性持続感染者に対し、その者の請求に基づき、定期検査費を支給する。

2 定期検査費の支給の請求は、その請求をすることができる時から五年を経過したときは、することができ
きない。

3 定期検査費の額は、当該定期検査に要する費用の額から、健康保険法（大正十一年法律第七十号）その他の政令で定める法律（以下「健康保険法等」という。）の規定により当該特定無症候性持続感染者が受

け、又は受けることができた当該定期検査に関する給付の額を控除した額とする。

4 前項の定期検査に要する費用の額は、健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定するものとする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

5 第三条第二項及び第三項の規定は、定期検査費の支給について準用する。

（母子感染防止医療費の支給）

第十三条 支払基金は、特定無症候性持続感染者が出産した場合において、当該特定無症候性持続感染者又はその子（以下「特定無症候性持続感染者の子」という。）が、判決確定日等以後に、病院又は診療所から当該特定無症候性持続感染者の子がB型肝炎ウイルスに感染することを防止するための検査又は血液製剤若しくはワクチンの投与であつて厚生労働省令で定めるもの（以下「母子感染防止医療」という。）を受けたときは、当該特定無症候性持続感染者に対し、その者の請求に基づき、母子感染防止医療費を支給する。

2 母子感染防止医療費の額は、当該母子感染防止医療に要する費用の額から、健康保険法等の規定により当該特定無症候性持続感染者又は当該特定無症候性持続感染者の子が受け、又は受けることができた当該

母子感染防止医療に関する給付の額を控除した額とする。

- 3 第三条第二項及び第三項の規定は母子感染防止医療費の支給について、前条第二項の規定は母子感染防止医療費の支給の請求について、同条第四項の規定は前項の母子感染防止医療に要する費用の額の算定について準用する。

（世帯内感染防止医療費の支給）

- 第十四条 支払基金は、判決確定日等以後に特定無症候性持続感染者と同一の世帯に属する者となった者（母子感染防止医療の対象となる者を除く。以下「特定無症候性持続感染者の同一世帯所属者」という。）が、判決確定日等以後に、病院又は診療所からB型肝炎ウイルスに感染することを防止するための検査又はワクチンの投与であつて厚生労働省令で定めるもの（以下「世帯内感染防止医療」という。）を受けたときは、当該特定無症候性持続感染者に対し、その者の請求に基づき、世帯内感染防止医療費を支給する。
- 2 世帯内感染防止医療費の額は、当該世帯内感染防止医療に要する費用の額から、健康保険法等の規定により当該特定無症候性持続感染者の同一世帯所属者が受け、又は受けることができた当該世帯内感染防止医療に関する給付の額を控除した額とする。

3 第三条第二項及び第三項の規定は世帯内感染防止医療費の支給について、第十二条第二項の規定は世帯内感染防止医療費の支給の請求について、同条第四項の規定は前項の世帯内感染防止医療に要する費用の額の算定について準用する。

（定期検査手当の支給）

第十五条 支払基金は、第十二条第一項の規定により特定無症候性持続感染者が定期検査を受けたときは、当該特定無症候性持続感染者に対し、その者の請求に基づき、年を単位として定期検査二回までに限り、定期検査手当を支給する。

2 定期検査手当の額は、定期検査一回につき一万五千円とする。

3 第三条第二項及び第三項の規定は定期検査手当の支給について、第十二条第二項の規定は定期検査手当の支給の請求について準用する。

（定期検査費及び母子感染防止医療費の支給の特例）

第十六条 支払基金は、特定無症候性持続感染者に対し、その者の請求に基づき、特定B型肝炎ウイルス感染者定期検査費等受給者証（以下この条において「受給者証」という。）を交付する。

2 特定無症候性持続感染者が、受給者証を提示して、健康保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関その他病院又は診療所であつて厚生労働省令で定めるもの（以下「保険医療機関等」という。）から定期検査又は母子感染防止医療を受けた場合においては、支払基金は、定期検査費又は母子感染防止医療費（特定無症候性持続感染者に対する母子感染防止医療に係る部分に限る。以下この条及び第二十四条において同じ。）として当該特定無症候性持続感染者に支給すべき額の限度において、その者が当該定期検査又は母子感染防止医療に関し当該保険医療機関等に支払うべき費用を、当該特定無症候性持続感染者に代わり、当該保険医療機関等に支払うことができる。

3 前項の規定による支払があつたときは、当該特定無症候性持続感染者に対し、定期検査費又は母子感染防止医療費の支給があつたものとみなす。

4 健康保険法等の規定による被保険者又は組合員である特定無症候性持続感染者が、受給者証を提示して、保険医療機関等から定期検査又は母子感染防止医療を受ける場合には、健康保険法等の規定により当該保険医療機関等に支払うべき一部負担金は、健康保険法等の規定にかかわらず、当該定期検査又は母子感染防止医療に関し支払基金が第二項の規定による支払をしない旨の決定をするまでは、支払うことを要し

ない。

第十七条 支払基金は、前条第二項の規定による支払をなすべき額を決定するに当たっては、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）に定める審査委員会、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）に定める国民健康保険診療報酬審査委員会その他政令で定める医療に関する審査機関の意見を聴かなければならない。

2 支払基金は、前条第二項の規定による支払に関する事務を国民健康保険団体連合会その他厚生労働省令で定める者に委託することができる。

（損害賠償との調整）

第十八条 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金、訴訟手当金、追加給付金、定期検査費、母子感染防止医療費、世帯内感染防止医療費又は定期検査手当（以下「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等」という。）の支給を受ける権利を有する者に対し、同一の事由について、国により損害の填補がされた場合（この法律の施行前に、既に国により損害の填補がされている場合を含む。）においては、支払基金は、その価額の限度において特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等を支給する義務を免れる。

2 国が国家賠償法（昭和二十二年法律第二百二十五号）、民法（明治二十九年法律第八十九号）その他の法律による損害賠償の責任を負う場合において、支払基金がこの法律による特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等を支給したときは、同一の事由については、国は、その価額の限度においてその損害賠償の責任を免れる。

（他の法令による給付との調整）

第十九条 定期検査費、母子感染防止医療費又は世帯内感染防止医療費（第二十三条第一項において「定期検査費等」という。）は、特定無症候性持続感染者、特定無症候性持続感染者の子又は特定無症候性持続感染者の同一世帯所属者に対し、健康保険法等以外の法令（条例を含む。）の規定により定期検査、母子感染防止医療又は世帯内感染防止医療（同項において「定期検査等」という。）に関する給付が行われるべき場合には、その給付の限度において、支給しない。

（非課税）

第二十条 租税その他の公課は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等として支給を受けた金品を標準として、課することができない。

(不正利得の徴収)

第二十一条 偽りその他不正の手段により特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給を受けた者があるときは、支払基金は、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(公務所等への照会)

第二十二条 支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関し必要があるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(定期検査等を行った者等に対する報告の徴収等)

第二十三条 支払基金は、定期検査費等の支給に関し必要があるときは、当該定期検査費等に係る定期検査等を行った者又はこれを使用する者に対し、その行った定期検査等につき、報告若しくは診療録その他の物件の提示を求め、又は当該職員に質問させることができる。

2 前項の規定による質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関

係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（保険医療機関等に対する報告の徴収等）

第二十四条 支払基金は、第十六条第二項の規定による保険医療機関等に対する定期検査費又は母子感染防止医療費の支払に関し必要があると認めるときは、保険医療機関等の管理者に対して必要な報告を求め、又は当該職員に、保険医療機関等についてその管理者の同意を得て、実地に診療録その他の帳簿書類を検査させることができる。

2 前条第二項の規定は前項の規定による検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

3 支払基金は、保険医療機関等の管理者が、正当な理由がなく第一項の規定による報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は正当な理由がなく同項の同意を拒んだときは、当該保険医療機関等に対する定期検査費又は母子感染防止医療費の支払を一時差し止めることができる。

（秘密保持義務）

第二十五条 支払基金の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関して知ることができた秘密を漏らしてはならない。

第三章 社会保険診療報酬支払基金の特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務

（支払基金の業務）

第二十六条 支払基金は、社会保険診療報酬支払基金法第十五条に規定する業務のほか、第一条に規定する目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等を支給すること。

二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 前項に規定する業務は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務という。

（業務方法書）

第二十七条 支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に関し、当該業務の開始前に、業務方法書を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更するときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、厚生労働省令で定める。

(区分経理)

第二十八条 支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に係る経理については、その他の業務に係る経理と区分して、特別の会計を設けて行わなければならない。

(予算等の認可)

第二十九条 支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に関し、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更するときも、同様とする。

(財務諸表等)

第三十条 支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に関し、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 支払基金は、前項の規定により財務諸表を厚生労働大臣に提出するときは、厚生労働省令で定めるとこ

ろにより、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

- 3 支払基金は、第一項の規定による厚生労働大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表又はその要旨を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細書並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見書を、各事務所に備えて置き、厚生労働省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(利益及び損失の処理)

- 第三十一条 支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に関し、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

- 2 支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に関し、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は繰越欠損金として整理しなければならない。

- 3 支払基金は、予算をもって定める金額に限り、第一項の規定による積立金を特定B型肝炎ウイルス感染

者給付金等支給関係業務に要する費用（特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務の事務の執行に要する費用を含む。第三十八条において同じ。）に充てることができる。

（短期借入金）

第三十二条 支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に関し、厚生労働大臣の認可を受けて、短期借入金をすることができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、厚生労働大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

（余裕金の運用）

第三十三条 支払基金は、次の方法によるほか、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に係る業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 国債その他厚生労働大臣が指定する有価証券の保有

二 銀行その他厚生労働大臣が指定する金融機関への預金

三 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）

第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託で元本補填の契約があるもの

（協議）

第三十四条 厚生労働大臣は、次の場合には、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

一 第三十二条第一項又は第二項の認可をしようとするとき。

二 前条第一号又は第二号の指定をしようとするとき。

（報告の徴収等）

第三十五条 厚生労働大臣は、支払基金又は第十七条第二項の規定による委託を受けた者（以下「受託者」

という。）について、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に関し必要があると認めるとき

は、その業務又は財産の状況に関する報告を徴し、又は当該職員に実地にその状況を検査させることができる。ただし、受託者に対しては、当該受託業務の範囲内に限る。

2 第二十三条第二項の規定は前項の規定による検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限

について準用する。

（社会保険診療報酬支払基金法の適用の特例）

第三十六条 第十七条第一項の規定に基づき社会保険診療報酬支払基金法に定める審査委員会が意見を述べる場合における同法第十六条第一項の規定の適用については、同項中「行うため」とあるのは、「行うため並びに特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成二十三年法律第 号）第十七条第一項の規定に基づき意見を述べるため」とする。

2 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務は、社会保険診療報酬支払基金法第三十二条第二項の規定の適用については、同法第十五条に規定する業務とみなす。

第四章 費用

（特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給基金）

第三十七条 支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に要する費用（特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務の事務の執行に要する費用を除く。）に充てるため、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給基金を設ける。

2 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給基金は、次条の規定により交付された資金及び当該特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給基金の運用によって生じた利子その他の収入金の合計額に相当する額から特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務の事務の執行に要する費用に相当する金額を控除した金額をもって充てるものとする。

3 第三十三条及び第三十四条（第二号に係る部分に限る。）の規定は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給基金の運用について準用する。

4 支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務を廃止する場合において、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給基金に残余があるときは、当該残余の額を国庫に納付しなければならない。

（交付金）

第三十八条 政府は、政令で定めるところにより、支払基金に対し、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に要する費用に充てるための資金を交付するものとする。

第五章 雑則

（戸籍事項の無料証明）

第三十九条 市町村長（特別区及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市においては、区長とする。）は、支払基金又は特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給を受けようとする者に対して、当該市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給を受けようとする者の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

（経過措置）

第四十条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

（厚生労働省令への委任）

第四十一条 この法律に定めるもののほか、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給の請求の手續、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に係る支払基金の財務及び会計に関し必要な事項その他この法律を実施するため必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第六章 罰則

第四十二条 第二十五条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第四十三条 支払基金又は受託者の役員又は職員が、第三十五条第一項の規定により報告を求められて、これに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、五十万円以下の罰金に処する。

第四十四条 支払基金の役員が次の各号のいずれかに該当するときは、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律により厚生労働大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 第三十三条（第三十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

第四十五条 第二十三条第一項の規定により報告若しくは診療録その他の物件の提示を求められて、これに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、第一章、第三章、第四章、第四十条、第四十一条、第四十三条及び第四十四条の規定並びに附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

(特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の請求期限等の検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給の請求の状況を勘案し、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の請求期限及び特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に要する費用の財源について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(先行訴訟原告等についての訴訟手当金の特例)

第三条 平成二十三年一月十一日以前に訴えの提起等をし、確定判決等において特定B型肝炎ウイルス感染者であることを証された者に係る第七条第二項の規定の適用については、同項中「百分の四」とあるのは

、 「百分の十」とする。

（長期借入金等）

第四条 支払基金は、平成二十四年度から平成二十七年度までの間において、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に関し、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金をすることができる。

2 前項の規定による長期借入金は、平成二十八年度までの間に償還するものとする。

3 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内で、第一項の規定による支払基金の長期借入金に係る債務について保証することができる。

4 厚生労働大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

（平成二十四年度から平成二十八年度までにおける交付金の財源）

第五条 政府は、平成二十四年度から平成二十八年度までの各年度において第三十八条の規定により支払基金に対して交付する資金については、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法

等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）の施行により一般会計において増加する所得税の収入の一部を活用して、確保するものとする。

（政令への委任）

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（住民基本台帳法の一部改正）

第七条 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の五十七の二の項の次に次のように加える。

五十七の三 社会保険 診療報酬支払基金	特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成二十三年法律第 号）による同法第八条第一項の追加給付金若しくは同法第十九条の定期検査費等の支給又は同法第十六条第一項の特定B型肝炎ウイルス感染者定期検査費等受給者証の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
------------------------	---

理 由

集団予防接種等の際の注射器の連続使用により、多数の者にB型肝炎ウイルスの感染被害が生じ、かつ、その感染被害が未曾有のものであることに鑑み、この感染被害の迅速かつ全体的な解決を図るため、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金、訴訟手当金、追加給付金、定期検査費、母子感染防止医療費、世帯内感染防止医療費及び定期検査手当を支給するための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

B型肝炎訴訟の全体解決の枠組みに関する基本方針

平成23年7月29日
閣 議 決 定

B型肝炎訴訟の原因である集団予防接種については、感染症から国民の生命・身体を守り、国民全体に広く利益をもたらしたが、他方で、それにより、少なからず被害を被った方々がおられる。本件訴訟は、かつて例のない大変大きな広がりを持つものであり、長期にわたって責任のある対応をとることが必要である。

本件訴訟については、平成23年6月28日に国と全国B型肝炎訴訟原告団・弁護士との間で、国がB型肝炎ウイルスに感染した被害者の方々に甚大な被害を生じさせ、その被害の拡大を防止しなかったことについての責任を認めることを内容とする「基本合意書」が締結された。その際、財源確保策も含めた全体の枠組みについて所要の法案の成立を目指すこと、また、本件の原因が昭和23年から昭和63年までの集団予防接種の際の注射器の連続使用であることを踏まえ、こうした枠組みを国民全体で支えていただくことについて、国民の理解を得ることが必要であることなどを内容とする政府基本方針を決定した。

以上の経緯を踏まえ、被害を受けた方々に対する給付を万全なものとするため、B型肝炎訴訟の全体解決の枠組みについては、「別添」に基づいて速やかに具体化を図った上で、与野党協議に付し、給付と財源に関する法案の一体的な成立を目指す。

別添 集団予防接種等の際の注射器の連続使用によるB型肝炎ウイルス感染者に対する給付金等の支給に関する枠組み（骨子）

集団予防接種等の際の注射器の連続使用によるB型肝炎ウイルス感染者に対する給付金等の支給に関する枠組み（骨子）

1. 目的

B型肝炎訴訟について、今後訴訟を提起する者も含めた対応を行うためのスキームを構築する。

2. 対象者とその認定

- (1) 対象者は、昭和23年から昭和63年までの集団予防接種における注射針等の連続使用により満7歳になるまでの間にB型肝炎ウイルスに感染した者及びその者から母子感染した者
- (2) 対象者は裁判所が認定する。

3. 給付金等の支給

- (1) 主な給付金額

イ 死亡・肝がん・肝硬変（重度）	3,600万円
ロ 肝硬変（軽度）	2,500万円
ハ 慢性B型肝炎（（2）ロの者は除く。）	1,250万円
ニ 無症候性キャリア（（2）イの者は除く。）	600万円
- (2) 除斥期間が経過した者への政策対応

イ 無症候性キャリア 給付金50万円及び定期検査費用（年4回まで）等	
ロ 慢性B型肝炎	
(i) 現在も慢性肝炎である者 等	給付金300万円
(ii) 現在は慢性肝炎ではない者	給付金150万円
- (3) 病態が進展した場合、既に支給した一時金との差額を追加給付金として支給（（2）の者の病態が進展した場合には（1）の給付金を支給）
- (4) 給付金等の請求には、5年間の請求期間を設ける。

4. 財源

給付金等の支給に当面5年間で必要な費用1.1兆円について、期間を限って国民全体で広く分かち合う観点から、税制上の措置により0.7兆円を確保し、あわせて厚生労働省における基金の剰余金の返納、遊休資産の売却等により0.1兆円を確保し、これにより早急に財源を手当てする必要がある部分に相当する財源措置を講じる。残余の0.3兆円については執行状況を踏まえ、今後の対応を検討する。

5. 支給事務

上記財源を社会保険診療報酬支払基金に新たに設置する基金に繰り入れ、給付金等の支給事務は、同法人において実施する。

6. 見直し規定

施行後5年を目途に給付金等請求の状況を勘案し、請求期間及び財源措置を講ずる期間について検討し、必要に応じて所要の措置を講ずる。

(参考)

**B型肝炎訴訟の全面解決に係る
当面必要な費用と将来分の費用について
(患者、無症候性キャリアとも提訴率100%の場合の試算)**

1. 当面(5年程度)の見込み 計1.1兆円

- 現在の患者分等の費用(除斥期間を経過した慢性肝炎患者を含む)
... 0.6兆円
- 病状進行者分の費用
... 0.2兆円
- 無症候性キャリア分の費用
 - ・ 一括金(50万円)
... 0.2兆円
 - ・ 定期検査費・交通費等
... 0.1兆円

2. 将来分(25年程度)の見込み 計2.1兆円

- 病状進行者分の費用 … 1.5兆円
- 無症候性キャリア分の費用
 - ・ 定期検査費・交通費等 … 0.6兆円

合計 最大約3.2兆円

当面必要な費用と将来分の費用について

(患者、無症候性キャリアとも提訴率100%の場合)

総額 最大約3.2兆円

		当面(5年程度)	将来分(25年程度)
現在の患者分等の費用 (除斥期間を経過した慢性肝炎患者を含む)		0.6兆円 (4.5万人程度)	
病状進行者分の費用 (見込み)		0.2兆円 (1万人程度)	1.5兆円
無症候性キャリア 分の費用	一括金 (50万円)	0.2兆円 (40万人程度)	
	定期検査費・ 交通費等	0.1兆円	0.6兆円
計		1.1兆円	2.1兆円

※ 上記に加え、弁護士費用(約300億円)、塩基配列等検査費用(約100億円)、団体加算金(5億円)が別途加算される

平成 23 年度第 3 次補正予算及び復興財源の基本的方針

〔平成 23 年 10 月 7 日
閣 議 決 定〕

I. 平成 23 年度第 3 次補正予算について

1. 平成 23 年度第 3 次補正予算については、総額概ね 12 兆円程度の歳出の追加を行う。このうち、東日本大震災関係経費（年金臨時財源の補てんのための経費を除く）は、概ね 9 兆円程度となる。

（1）具体的には、東日本大震災からの本格的な復興に資するため、復興対策等事業費、災害関連融資関係経費、全国防災対策費、除染等経費、地方交付税の加算、年金臨時財源の補てんのための経費について、東日本大震災関係経費として概ね 11 兆円台半ばの金額を計上する。

これらの歳出を賄うため、復興財源となる歳出削減等を図るほか、復興債を発行する。

（2）その他の経費として、台風第 12 号等に係る災害復旧等事業費等について 0.3 兆円程度の金額を計上し、これらの歳出を賄うため、税外収入の確保及び東日本大震災復旧・復興予備費の減額を行う。

（3）更に、B 型肝炎関係経費として、特定 B 型肝炎ウイルス感染者給付金等支給基金（仮称）の造成のための経費について 0.05 兆円程度の金額を計上し、これを賄うため、税外収入の確保等を行う。

2. 一般会計のほか、交付税及び譲与税配付金特別会計、エネルギー対策特別会計、社会資本整備事業特別会計などの特別会計予算について所要の補正を行うとともに、政府関係機関予算について所要の補正を行う。

3. 財政投融资計画については、株式会社日本政策金融公庫等に対し、1.3 兆円程度を追加する。

Ⅱ. 平成 23 年度第 3 次補正予算の財源を含む今後の復興財源について

1. 政府は、日本郵政株式の売却をはじめとする税外収入等による財源確保に努め、財源確保額が確定した場合には、それ以降の時点における復興の財源フレームの見直しの際に、その財源確保額を織り込むこととする。
仮に、財源確保額が、復興の財源フレームに見直しによる事業規模の増加額よりも多い場合には、時限的な税制措置を減額する。
2. 集中復興期間中の復旧・復興対策の事業規模とその財源（復興の財源フレーム）については、「復興の基本方針」に沿って、一定期間経過後、事業の進捗等を踏まえて見直しを行う。
3. 5 年間の集中復興期間における残り 13 兆円程度財源確保については、歳出削減及び税外収入による財源確保額が 5 兆円程度であることを前提に時限的な税制措置を講じる。
4. なお、10 年間トータルの税外収入等は段階を経て 7 兆円になり、結果として、増税額は 9.2 兆円になる。そのため、
 - (1) JT 株式会社についてはたばこ関連産業への政府の関与のあり方を勘案の上政府保有義務の見直しを検討、
 - (2) エネルギー対策特別会計の保有株式についてはエネルギー政策の観点を踏まえつつ保有のあり方を検討することにより、売却可能となった政府保有株式をできる限り速やかに売却することとする。
5. また、
 - (1) 日本郵政株式について、郵政改革関連法案の早期成立を図り、成立後の日本郵政株式会社の経営状況等を勘案しつつ、できる限り速やかに売却する
 - (2) 上記の結果得られる日本郵政株式の売却収入金については、今後 10 年間の基本として、復興債の償還財源に充てることにより、さらに時限的な税制措置の減額に努めることとする。
6. 上記 1.、2.、4.、及び 5. については、与野党協議を前提に、復興財源の確保に関する法律（仮称）に規定する。

7. 上記1. 及び4. については、今後10年間を基本としつつ、財源確保額については、2兆円程度を想定し、時限的な税制措置を講じる。

(参考 1) 平成 23 年度一般会計補正予算 (第 3 号) 等の骨格について

第一 一般会計予算の補正

1. 東日本大震災関係経費 11.6 兆円程度
(9.1 兆円程度)

〔歳出の追加〕

(1) 復興対策等事業費	6.1 兆円程度
(2) 災害関連融資関係経費	0.6 兆円程度
(3) 全国防災対策費	0.5 兆円程度
(4) 除染等経費	0.2 兆円程度
(5) 地方交付税の加算	1.6 兆円程度
(6) 年金臨時財源の補てん	2.5 兆円程度

〔財源〕

(1) 復興債	11.4 兆円程度 (8.9 兆円程度)
(2) 税外収入	0.02 兆円程度
(3) 復興財源となる歳出削減	0.2 兆円程度

2. その他の経費 0.3 兆円程度

〔歳出の追加〕

・ 台風 12 号等に係る災害復旧等事業費等 0.3 兆円程度

〔財源〕

(1) 税外収入	0.1 兆円程度
(2) 東日本大震災復旧・復興予備費の減	0.2 兆円程度

3. B型肝炎関係経費 0.05 兆円程度

〔歳出の追加〕

・ 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給基金(仮称)の造成 0.05 兆円程度

〔財源〕

・ 税外収入等 0.05 兆円程度

合 計 12.0 兆円程度
(9.5 兆円程度)

(注) () 内の計数は、年金臨時財源の補てんを除いた計数である。

(備考) 計数については、それぞれ精査中であり、今後異同があり得る。

また、それぞれ四捨五入によっているので、端数において一致しないものがある。

第二 特別会計予算の補正

交付税及び譲与税配付金特別会計、エネルギー対策特別会計、社会資本整備事業特別会計などの特別会計について、所要の補正を行う。

第三 政府関係機関予算の補正

株式会社日本政策金融公庫について、所要の補正を行う。

(参考) 財政投融资計画については、株式会社日本政策金融公庫等に対し、1.3 兆円程度を追加する。

(参考2) 復興財源確保法案 (仮称) の骨子 (イメージ)

1. 趣旨

東日本大震災からの復興を図るために集中復興期間(平成23年度から平成27年度までの期間)において実施する施策に必要な財源を確保するため、税外収入に係る措置及び復興特別税の創設のほか、公債の発行に関する措置等を定める。

2. 税外収入に係る措置

- (1) 財政投融资特別会計財政融資資金勘定から、予算で定めるところにより、国債整理基金特別会計に繰り入れることができる。
- (2) 日本たばこ産業株式会社の株式の所要数を国債整理基金特別会計に所属替をする。
- (3) 東京地下鉄株式会社の株式の所要数を国債整理基金特別会計に所属替をする。

3. 復興特別所得税

- (1) 所得税額に対して4%の時限的な付加税を創設する。
- (2) 付加税は、平成25年1月から平成34年12月までの措置とする。
- (3) 納税義務者・源泉徴収義務者は所得税の納税義務者・源泉徴収義務者と同じとする。

4. 復興特別法人税

- (1) 法人税額に対して10%の時限的な付加税を創設する。
- (2) 付加税は、平成24年度から平成26年度までの措置とする。
- (3) 課税標準は法人税額とし、納税義務者は法人税の納税義務者と同じとする。

5. 復興特別たばこ税

- (1) たばこ 1 本に対し 1 円の臨時特別税を創設する。
- (2) 平成 24 年 10 月から平成 34 年 9 月までの措置とする。
- (3) 課税標準や課税対象、納税義務者などは、現行のたばこ税と同じとする。

6. 復興債の発行等

- (1) 東日本大震災からの復興に要する費用の財源については、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債（復興債）を発行することができる。
- (2) 平成 23 年度 1 次補正予算において減額された基礎年金の国庫負担の追加に要する費用の財源として、復興債を発行することができる。
- (3) 発行期間は、集中復興期間の 5 年間とする。
- (4) 復興債は、平成 34 年度までの間に償還する。

7. 更なる税外収入の確保

日本郵政株式の売却をはじめとする税外収入等による財源確保に努めることなど平成 23 年 9 月 28 日政府・与党合意（1，2，4 及び 5）の条文化

8. その他

- (1) 日本たばこ産業株式会社法の株式の保有義務割合の変更（1／2 以上⇒1／3 超）
- (2) 財政投融资特別会計財政融資資金勘定の健全な運営を確保するために必要な措置の創設

上記は、現時点における法案の骨子のイメージであり、今後、法制局審査の過程で、構成、用語等の変更がありうる。また、地方税に関する税制措置についても、別途、法案を準備している。

(参考3) 復興財源 (B型肝炎対策財源を含む) としての税制措置概要

1. 所得税

- ・ 現行の所得税額に対して4.0%の時限的な付加税を創設する。
- ・ 平成25年1月から平成34年12月までの措置とする。
- ・ 納税義務者・源泉徴収義務者は所得税の納税義務者・源泉徴収義務者と同じとする。
- ・ 平成23年度税制改正(給与所得控除等の見直し)による増収分を財源措置として活用する。これらの施行時期は平成24年分からとする。

2. 法人税

- ・ 平成23年度税制改正(法人実効税率の引下げ+課税ベース拡大)の実施とセットで、法人税額に対して10%の時限的な付加税を創設する。
- ・ 付加税は、平成24年度から平成26年度までの措置とする。
- ・ 課税標準は法人税額とし、納税義務者は法人税の納税義務者と同じとする。
- ・ 平成23年度税制改正の施行時期は平成24年度からとする。

3. たばこ税

- ・ たばこ税やたばこ特別税と別途に、たばこ1本に対し1円のたばこ臨時特別税を創設する。
- ・ 課税標準や課税対象、納税義務者などは、現行のたばこ税と同じとする。
- ・ 平成24年10月から平成34年9月までの措置とする。

4. 相続税

- ・ 平成23年度税制改正(相続税増税+贈与税減税)を確実に実施し、その施行時期は平成24年からとする。

5. 個人住民税

- ・ 現行の個人住民税の均等割の標準税率を時限的に1年につき500円引き上げる。
- ・ 平成26年度分から平成30年度分までの措置(特別徴収については、平成26年6月から平成31年5月まで)とする。
- ・ 平成23年度税制改正(給与所得控除等の見直し)による増収分を財源措置として活用する。これらの施行時期は平成25年度分(平成24年分所得)からとする。

6. 地方たばこ税

- ・ 現行の地方たばこ税の税率を、時限的にたばこ1本に対し1円引き上げ、純増分を財源措置として活用する。
- ・ 平成24年10月から平成29年9月までの措置とする。

7. その他

- ・ 臨時的な税制措置の趣旨を明確にする観点から、所得税付加税、法人税付加税、たばこ臨時特別税の名称をそれぞれ、「復興特別所得税」(仮称)、「復興特別法人税」(仮称)、「復興特別たばこ税」(仮称)とする。
- ・ 三党合意等を踏まえ、地球温暖化対策のための税の導入など、上記以外の平成23年度税制改正事項についても与野党協議を行い、その実現を目指す。